

特定不妊治療支援事業の助成拡充について

令和3年3月3日
子供未来応援課

1 趣旨

出産を希望する夫婦を広く支援し、不妊治療にかかる経済的負担の軽減を図るため、令和3年1月からの国の制度改正に基づき、特定不妊治療に要する費用の助成措置を拡充する。

2 拡充の内容

項目	現行の制度	拡充後の制度
所得制限	夫婦の所得の合計額 730 万円未満	所得制限なし
助成額	・ 1回 15 万円上限 (初回のみ 15 万円を加算) ・ 採卵を伴わない治療等は1回 7.5 万円 ・ 男性不妊治療 15 万円上限に加算 (初回のみ 15 万円を加算)	・ 1回 30 万円上限 (初回加算なし) ・ 採卵を伴わない治療等は1回 10 万円 ・ 男性不妊治療 30 万円上限 (初回加算なし)
助成回数	生涯で通算 6 回まで (初めて助成を受けた際の治療期間初日の妻の年齢が 40 歳以上の場合は、3 回)	1 子ごと 6 回まで (初めて助成を受けた際の治療期間初日の妻の年齢が 40 歳以上の場合は、3 回)
婚姻形態	法律婚の夫婦	法律婚の夫婦 事実婚関係にある夫婦 (申請時に同一世帯の事実、児の認知について確認)
年齢	43 歳未満 (※)	変更なし

※新型コロナウイルス感染症に係る特例措置の経過措置：令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳である夫婦であり、令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期した場合、令和3年度も妻が44歳未満で開始した治療は助成対象とする。

3 拡充の適用時期

令和3年1月1日以降に終了した特定不妊治療を対象とする。

ただし、助成金の支払は、令和2年度2月補正予算案の議決後に開始する。

4 申請先

居住地	申請先
広島県内 (政令市・中核市以外)	居住地を所管する県保健所 (支所)
広島市・呉市・福山市	各市の担当窓口

【参考】不妊検査から不妊治療への流れ

